

2 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	会長 佐藤 義信
電話	022-276-4850	ファックス	022-276-4850	ホームページ	http://www.miyakiren.jp
設立	昭和63年3月31日	改革分類	自立支援団体	県担当課	復興・危機管理部 消防課
出資等の状況	第1位 - (-) - 千円	第2位 - (-) - 千円	第3位 - (-) - 千円	その他 - (-) - 千円	
設立目的(定款等)	危険物に関する安全管理の調査研究、取扱いに係る指導、防災思想の普及啓発を図り、もって危険物による災害の防止と公共の安全確保に寄与するため。				出資等総額 0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	県委託事業(危険物取扱者保安講習)	16,648	16,589	16,552	県から受託する危険物取扱者保安講習
	全体事業に占める割合	86.7%	89.2%	88.2%	
事業2	全危協委託事業(定期点検事務実施制度)	1,741	1,603	1,681	財団法人全国危険物安全協会から受託する地下タンク等点検技術者講習及び検査証(ラベル)交付
	全体事業に占める割合	9.1%	8.6%	9.0%	
事業3	防災意識高揚事業	369	406	373	危険物に係る災害防止及び保安に関する図書、パンフレット等の刊行配付
	全体事業に占める割合	1.9%	2.2%	2.0%	
その他の事業	専門技術研修事業等	434	0	161	危険物取扱者専門技術研修会の開催
	全体事業に占める割合	2.3%	0.0%	0.9%	
全体事業費		19,192	18,598	18,767	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
当連合会は、昭和45年に発足し、その後昭和63年に法人化を経て、平成25年4月1日から一般社団法人に移行。設立以来、県からの受託事業である保安講習の実施を主として、危険物に関する安全管理や防災思想の普及啓発を図っている。当連合会は危険物取扱事業所等で構成する県内唯一の団体であり、消防本部との密接な連携・協力体制を持っており、今後とも危険物取扱者の資質の向上と危険物による災害防止の普及啓発に努める。	消防法上、県が行うこととされている危険物取扱者の保安講習について、多年にわたり受託実績があり、今後も県の受託先となり得る県内唯一の団体として、その役割を継続して担うことが期待される。また、団体の公益的使命・役割を果たすため、今後とも危険物取扱者の資質の向上や危険物による災害防止の普及啓発の役割を担うことが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
受託業務である危険物取扱者保安講習会等については、withコロナを念頭に感染防止に細心の注意を払い計画に沿って事業を安全に推進した。自主企画事業の危険物取扱者専門技術研修会は、東日本大震災から10年となることから大規模災害における危険物施設の備えをテーマに企画したが、時期を一にして全国石油3団体主催で東北大学の今村教授の講義があったため、危険物取扱者専門技術研修会は行わず、講義を後援し会員の参加を図った。結果として多くの会員が参加し、受講者の半数以上を占めた。また、県内の消防本部等を通じ危険物安全普及のためのパンフレットを配布し、危険物の安全管理や防災思想の高揚を図るなど、一定の役割を達成することができた。	県で策定する新型コロナウイルス感染症感染防止マニュアル等に準じた感染防止対策を講じた上で受託業務を実施したほか、講習会において独自に効果測定を実施するなど、県が期待する役割を果たしている。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	当連合会の組織運営において必要な規程は概ね整備されており、組織統制は十分に図られている。団体規模に見合い更に改善すべき事項を整理し、改善に取り組む必要がある。	計画的な規程の改正等がなされている。内部統制に関する取組等、改善が必要な点について適宜指導、助言に努める。	B
ロ 財務の健全性 ※1	県からの受託事業の収益を公益事業に充てることを前提に法人化された団体であることから、危険物安全制度下における自主財源確保のための制度(消防設備協会における合格シールの交付のような)の新設を国に要望していく。	支出の削減、自主財源の確保と取組の方向性については適切であると考えられる。必要に応じて指導・助言に努める。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	脱炭素施策により会員の減少が必至であり、持続可能な組織運営・財政運営のためには既存の枠に捕らわれない消防関係団体の垣根を超えた大胆な事務局体制の転換が必要となる。	組織運営・財政運営のための事務局体制の分析・検討について、団体の意向を十分に把握しながら、適宜助言を行う。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	4,557	5,813	7,751	1,938
	流動資産	4,482	5,738	7,676	1,938
	固定資産	75	75	75	0
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	94	97	109	12
	流動負債	94	97	109	12
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	4,463	5,716	7,642	1,926
指定正味財産	0	0	0	0	
一般正味財産	4,463	5,716	7,642	1,926	
正味財産増減計算書	経常収益	21,134	20,077	21,620	1,543
	うち事業収益	18,275	17,476	19,120	1,644
	経常費用	19,531	18,824	19,694	870
	うち管理費	339	213	926	713
	評価損益等調整前当期経常増減額	1,603	1,253	1,926	673
	当期経常増減額	1,603	1,253	1,926	673
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	1,603	1,253	1,926	673
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	1,603	1,253	1,926	673	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	16,329	15,542	17,198	1,656
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	16,329	15,542	17,198	1,656
	総収入 ※3	21,134	20,077	21,620	1,543
	総収入に対する補助金等割合	77.3%	77.4%	79.5%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	97.9%	98.3%	98.6%	0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	4768.1%	5915.5%	7042.2%	1126.7%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	7.6%	6.2%	8.9%	2.7%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	1.6%	1.1%	4.3%	3.2%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	14 (0)	13 (0)	13 (0)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	1	1	1	平均年収 (千円)	出資割合25%未満 のため非公開
	プロパー職員	1	1	1		
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	1名のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未満 のため非公開
上記以外の職員(※5)	0	0	0			
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

2 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	□
			職務分掌規程	□
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
施設等の管理規程	□			
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				5	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
当連合会の組織運営において必要な規程は概ね整備されており、組織統制は十分に図られている。 団体規模に見合い更に改善すべき事項を整理し、改善に取り組む必要がある。	計画的な規程の改正等がなされている。内部統制に関する取組等、改善が必要な点について適宜指導、助言に努める。	B

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				12

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
県からの委託事業の収益を公益事業に充てることを前提に法人化された団体であることから、危険物安全制度下における自主財源確保のための制度(消防設備協会における合格シールの交付のような)の新設を国に要望していく。	支出の削減、自主財源の確保と取組の方向性については適切であると考え。必要に応じて指導・助言に努める。	A

<参考指標>
合計点が 11~13点の場合：A(概ね良好) 7~10点の場合：B(改善の余地あり) 3~6点の場合：C(改善措置が必要) 0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)